

役員等の報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人 光陽福社会

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人光陽福社会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員並びに理事、監事をいう。
- (2) 報酬とは、役員等の一日当たりの職務遂行の対価として、日当として支給されるものであり、費用とは区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費をいい、報酬とは区分されるものとする。

(報酬額等の決定)

第3条 役員等の報酬総額は新年度予算の法人事業収入総額の5%以内とし、これを超えない範囲にて支給されるものとする。

第4条 役員等の報酬及び費用は、年3回の定例理事会、定例評議員会、監事監査に支給する。但し、臨時理事会、臨時評議員会、指導監査立会等、同様に支給する。

役員等の報酬及び費用の額は、別表1に示す金額とする。但し、法人が設置経営する職員を兼任し、給与の支給を受けているときは、報酬及び費用を支給しない。

- 2 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、報酬等として支給することができる。
- 3 役員に対して、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、報酬等として支給することができる。
- 4 役員及び評議員から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届を徴し、理事長に提出するものとする。
- 5 前項の規程する報酬受給辞退の申出があった場合は、報酬及び費用を支給しない。

(報酬等の支払い方法)

第5条 役員等の報酬及び費用は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等の報酬及び費用は、全部または一部につき自己の指定する金融機関の口座に、振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。但し、金融機関が休業日の場合は、その前の営業日まで支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等の報酬及び費用は、その月の必要とした控除後の全額を、翌月10日に支給する。

(改正)

第7条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

- 1、この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2、この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 3、この規定は、令和5年11月24日から施行する。

別表 1

役職員等	報酬の額
評議員	評議員会、役員会等の出席の日当として 15,000 円
理事	同上
監事	同上

※ 役員等が、法人が認めた研修会等への出席参加をするときは、上記に準じて支給する。